

## 港区立児童発達支援センター条例等の一部を改正する条例

本案は、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」の一部改正に伴い、条例で引用している条項番号を変更するものです。

## 【法改正の背景】

障害者の多様な就労ニーズに対する支援及び障害者雇用の質の向上の推進のため、新たな障害福祉サービスの類型として就労選択支援※を創設するなどの障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の改正が行われました。

※就労選択支援とは、障害者本人が就労先や働き方についてより良い選択ができるよう、就労アセスメントの手法を活用して、本人の希望、就労能力や適性等に合った選択を支援する障害福祉サービスをいいます。

## 【条例改正の内容】

条例で引用している障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の条項番号を変更します。

## 【施行期日】

令和7年10月1日

## 【改正する条例一覧】

1	港区立児童発達支援センター条例
2	港区立障害保健福祉センター条例
3	港区立精神障害者支援センター条例
4	港区立障害者支援ホーム条例
5	港区立障害者グループホーム条例
6	港区指定障害児入所施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例